

陳 情 文 書 表

【令和2年第5回横手市議会9月定例会】

番号	受理年月日	件 名	要 旨	陳情者住所氏名	付託委員会
陳情2 第8号	R2. 8. 19	上下水道部経営管理課に於ける事務 取扱の疑義についての調査・検証に関 する陳情書	<p>本件の事案は平成25年4月、横手市浄化槽清掃許可業者の要請を受けて、下水道接続工事が完了し使用を止めた浄化槽の残留汚水を公共下水道へ放流するための作業指示を上下水道部経営管理課が行い、実施された事が確認された。横手市内に設置された浄化槽に係る汚泥及びし尿、使用を止めた浄化槽の残留汚水等の処理は、し尿処理施設「横手衛生センター」に運搬して処理しなければならない。浄化槽に係る汚泥及びし尿を公共下水道に放流・排除したとする本件の事案は「廃棄物処理法」に違反する行為にあたり、普通地方公共団体の事務取扱として決してあってはならない「法令違反」である。</p> <p>横手市議会に与えられた地方自治法上の調査権限を基に調査・検証を実施し、地方公共団体の事務に対する「議会としての意思」をお示し下さるようお願い申し上げます。</p>	有限会社横手清掃興業	産業建設
陳情2 第9号	R2. 8. 25	陳情書(養豚場施設建設反対への協力 について)	<p>大屋寺内に建設が計画されている養豚場施設について、大屋寺内町内会は総意として建設に反対を表明、直ちに計画の撤回をすることを要望している。すでに各種許認可申請がなされていることと思うが、町内会としての反対意思を横手市にも伝えており、市役所関係各部署に徹底いただきたい。反対理由を十分に考察し、ご協力の程よろしく願います。</p>	横手市大屋寺内町内会	産業建設